

今治拳友会 会員登録規程

第1条 (目的)

本規程は、今治拳友会規約第7条の規定に基づき、会員の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (登録の原則)

- 1 会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、承認を受けなければならない。
- 2 未成年者の場合は、保護者の同意を要する。

第3条 (登録事項)

会員は、次の事項を登録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 連絡先 (電話番号等)
- (5) 緊急連絡先
- (6) 保護者氏名 (未成年の場合)
- (7) その他本会が必要と認める事項

第4条 (登録の成立)

登録は、本会が入会申込を承認し、会費の納入を確認した時点で成立するものとする。

第5条 (登録内容の変更)

会員は、登録事項に変更が生じた場合、速やかに本会へ届け出なければならない。

第6条 (スポーツ保険への加入)

- 1 会員は、本会の活動に参加するにあたり、本会が指定するスポーツ安全保険等に加入しなければならない。
- 2 前項の保険に未加入の場合、原則として練習・大会その他の活動に参加することはできない。
- 3 保険の加入手続及び保険料の取扱いについては、別に定める。

第7条 (休会)

- 1 会員は、やむを得ない理由により一定期間活動を休止する場合、本会に申し出るにより休会することができる。
- 2 休会期間は、原則として1か月以上とし、期間及び復帰予定時期をあらかじめ届け出るものとする。
- 3 休会期間中は、登録を維持するものとする。
- 4 休会期間中の会費の取扱いについては、別に定める会費規程による。
- 5 休会期間が終了したときは、会員は速やかに復帰又は延長の意思を本会に届け出るものとする。
- 6 無断で長期間活動が確認できない場合は、休会とみなすことがある。

第8条（登録の更新）

- 1 登録は、年度ごとに更新するものとする。
- 2 更新方法は、別に定める。

第9条（登録の取消し）

次の各号に該当する場合、本会は登録を取り消すことができる。

- (1) 退会の申し出があったとき
- (2) 会費の未納が継続したとき
- (3) 規約又は諸規定に違反したとき
- (4) 本会の運営に著しく支障を及ぼしたとき
- (5) その他、本会が会員として不相当と認めたとき

第10条（個人情報の管理）

登録により取得した個人情報は、本会の運営目的の範囲内で適正に管理するものとする。

第11条（写真・動画等の利用）

- 1 本会は、活動の記録及び広報を目的として、練習・大会・行事等において写真及び動画（以下「写真等」という。）を撮影することができる。
- 2 会員は、本会が前項の目的の範囲内において、写真等を次の媒体に使用することに同意するものとする。
 - (1) 本会のホームページ
 - (2) SNS (Instagram、Facebook 等)
 - (3) 広報物（パンフレット、チラシ等）
 - (4) 大会プログラムその他関連資料
- 3 未成年者の会員については、前項の同意は保護者の同意をもってこれに代え

る。

4 会員又は保護者は、写真等の利用について希望しない場合、あらかじめ本会に申し出ることができる。

5 本会は、前項の申し出があった場合、当該会員が特定される写真等の使用を控えるなど、可能な範囲で配慮するものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

1 本会は、暴力団その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）の排除を徹底するものとする。

2 会員は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約するものとする。

(1) 反社会的勢力であること

(2) 反社会的勢力であったこと

(3) 反社会的勢力を利用すること

(4) 反社会的勢力に対して資金提供又は便宜供与を行うこと

(5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3 会員が前項に違反した場合、又は虚偽の申告をした場合、本会は催告を要せず当該会員の登録を取り消すことができる。

4 本条に基づく登録の取消しにより会員に損害が生じた場合であっても、本会は一切の責任を負わないものとする。

第13条（委任）

本規程に定めのない事項は、理事会の決定により定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。